



控

令和 6 年 6 月 11 日

## 審査請求人意見書の提出について

札幌国税不服審判所

担当審判官 齋藤文泰 殿

### 審査請求人

(住所・所在地) 〒 006 — 0053

札幌市中央区南三条東1丁目4-2

(ふりがな) ( ふあーいーすといーていんぐかぶしきかいしゃ )

(氏名・名称) FAREASTEATING 株式会社

(法人の場合、代表者の住所) 〒 060 — 0034

札幌市西区西野四条5丁目10-5

(法人の場合、代表者の氏名、ふりがな)

( この せいま )

古野生真

### 代理人

(住所・所在地) 〒 460 — 0008

名古屋市中区栄1丁目13番2号

愛織第2ビル2F

(ふりがな) ( ぜいりしほうじん いんぱくと )

(氏名・名称) 税理士法人 Impact

### 原処分序意見書

~~参加人意見書~~

~~原処分序回答書~~

~~参加人回答書~~

~~取引書面~~

平成 6 年 4 月 17 日付の  
令和 \_\_\_\_\_

に対する意見書を提出します。

## 原処分庁の意見書に対する意見（2－2）

令和6年5月27日付で提出した「原処分庁の意見書に対する意見（2－1）」及び証拠説明書に続いて、原処分庁の令和6年4月18日付意見書に対する意見を述べます。

なお、令和6年3月26日付反論書及び5月27日付意見書において使用した略称について、この意見書において同様に使用します。

### （はじめに）

本審査請求に関わる関係者の皆様（原処分庁の本審査請求担当者の皆様も含めて）におかれましては、正義の心に忠実に、適正公平な課税の実現の精神に沿って、本審査請求に関するすべての証拠（物的証拠、人的証拠）の検討や意見の取りまとめを行っていただきたいと願います。

同一の証拠（物的証拠、人的証拠）を基に、正しく事実関係を検証したのであれば、本来、同一の課税処分の結果しか生じないはずです。

本件に関して、物的証拠（データ含む）の大半については、意見（2－1）で示したとおり、調査着手から令和5年3月までの間に提出されていたものです。

原処分庁は、この物的証拠（データ含む）の検証と判断を誤り、また不適切な質問調査による人的証拠を根拠として、令和5年3月末に、不当な課税処分を行おうとしていたところ、代理人税理士の交代により、課税処分の内容の見直しを迫られました。

代理人税理士は、税理士法第1条の精神に基づき公平中立な第三者の立場から、令和5年4月から6月の間に、物的証拠（データ含む）に関する具体的な分析結果と客観的な説明により、原処分庁の課税処分の内容について誤りを正すべく意見してきたもので、そこに正義以外の何物も存在しません。

原処分庁と上級官庁である札幌国税局（法人課税課）は、「誤った課税、不当な課税を実施しようとしている。」という代理人税理士からの指摘に対して、謙虚に耳を傾け、適切に内容を検証することを放棄して、一方的に調査を終了して令和5年6月29日に強引な更正処分を行ったものです。

この「課税当局のやり方に文句があるなら更正するから反論してみろ。」というような強引な手法は、「課税権の濫用」と言わざるを得ません。

原処分庁は、令和5年6月29日の更正処分が違法なものと指摘されても直ちに取消さず、4か月も違法な状態を放置した後に、何の説明も無くこれを取消し、同年11月25日付の更正処分を行いました。この間、原処分庁は、納税者の主張・意見に耳を傾けることなく、また、（納税者から提出された）その主張等を裏付ける証拠書類に基づいて更正処分の内容を見直すことませんでした。

ご如才なきことながら、国税不服審判所の審査の基調は、（裁判所とは違って）職権探知主義であり、真実発見主義です。課税要件等事実の存否に係る事項について、原処分庁による証拠収集等で足りない部分があれば、審判官らが職権で追及（収集・探知）し、真実（正義）の発見に努めることにより、税務行政部内における適正な最終判断を行っている機関だと承知しています。

本審査請求に対する不服審査において、国税不服審判所の使命に則り、税務行政の適正な運営の確保に資する“公正妥当な事件処理”が行われるよう切に願います。

## 1 古野生真氏（審査請求人代表取締役）の申述書

審査請求人代表者が、原処分庁の調査において何が行われていたのか、そして何が間違っているのか、申述書にして提出したものです。

申述書1（以下「古野申述書1」という。証拠説明書1）では、まず、南12条店の帰属に関する利益誘導的な質問調査の状況と応答記録書の作成に関して、事実を詳細に述べています。また、簿外現金出納帳に関して、簿外現金を持つこととした経緯や内容に関して、事実を詳細に述べています。

申述書2（以下「古野申述書2」という。証拠説明書2）では、まず、簿外給与には2種類あり、実行行為者が二人いたことに関して、事実を詳細に述べています。また、コノヨシグループ各店舗・現場に振り分けられるべき簿外給与の認容が全くされていない事実を詳細に述べています。さらに、簿外給与と仕入、経費の減算処理に関して、ひかり税理士法人が、会計ソフトを操作して行ったこと等に関して、事実を詳細に述べています。

この申述書については、本来、原処分庁の調査の段階で、質問調査し応答記録書として録取する必要のあった項目が多数含まれています。この申述書に基づき、本件審査請求の内容に関して審査していただきたいと考えます。

## 2 原処分庁の意見書に対する具体的な意見

### （1）原処分調査担当者による脅迫的・利益誘導目的の質問調査の事実

原処分庁の意見書11ページ以下「7意見5」（2）に対する反論です。

「信山先生と相談してAパターンとBパターンのどちらが良いか決めてくれ。」これが、南12条店の帰属に関する原処分調査担当者からの投げかけです。

原処分調査担当者は、審査請求人代表者に対して、南12条店をFAR社の帰属として課税処理するものをAパターン、南12条店を吉本淳の帰属として課税処理するものをBパターン（令和6年5月27日証拠説明書18及び19）として、加減算事項のペーパーを2種類用意して、利益誘導ともとれる内容の質問調査を令和5年2月17日に行ってています。審査請求人代表者は、原処分調査担当者に促され

るままに、2月20日に応答記録書に署名しています。（令和6年6月11日証拠説明書1～4）

2月20日の応答記録書については、申述書1のとおり、原処分調査担当者の促されるまま、Aパターンの方がコノヨシグループ生き残りのため有利と考えて、審査請求人代表者・古野氏、吉本氏のいずれも署名したものです。

## （2）応答記録書の虚偽の事実の記載、南12条店に臨場せず、吉本敦の質問調査等を行っていないこと

原処分調査担当者は、事実関係の確認をきちんと行わずに、「古野氏が、平成24年8月に南12条店を開店する際に古野氏の名義ではローンが組めず、資金調達できなかつたことから、吉本の名義でローンを組んで南12条店を開店させた。」と、応答記録書に虚偽の事実を記載して、古野氏は、原処分調査担当者に促されるままに、これに署名しています。

実際には、南12条店の開店時に金融機関の融資や信販会社の融資は受けておらず、吉本氏の個人の貯金と吉本氏の親族からの借入により、吉本氏自身が開店資金の約700万円について、すべて用意したものでした。

令和4年11月の調査着手から令和5年6月までの間に、原処分調査担当者は、一度たりとも、南12条店の現場を訪れておらず、また、吉本氏の個人預金の確認や南12条店の開店資金の確認など、全く行っていません。そもそも、調査期間中に、吉本氏に対して、南12条店の経営や申告に関する聴き取りさえ全く行っていません。

## （3）帰属の判断に関する必要な事項

原処分庁の意見書12ページ「7意見5(2)イ法令等の解釈」にあるとおり、実質的な費用収益及び資産の譲渡等の帰属主体については、事業に至る経緯、経営の実態、経理関係、関係者の認識等を総合して判断されるべきです。

ところが、原処分庁は、帰属の判断に必要な、「事業に至る経緯、経営の実態、経理関係、関係者の認識等」に関して、南12条店の営業許可名義人であり申告者である吉本淳の調査を全く行わず、南12条店の現地にも行っていません。

原処分庁は、利益誘導ともとれる問答により録取した古野氏の応答記録書と「南12条店の現金売上の除外に古野氏がかかわっていた事実」を根拠に、（納税者が提出した、主張を裏付ける証拠書類を検討することなく）審査請求人の帰属とした。十分な調査が行われたとは言えません。

審査請求人と代理人税理士は、令和5年4月11日に、原処分調査担当者に対して明確に、同年2月20日に署名した応答記録書の内容は、虚偽の内容のものである旨を伝えました。その後、原処分庁の審理担当者や札幌国税局法人税課において、証拠書類等に基づいて審理検討する時間が十分にあったにもかかわらず、帰属

の認定に必要な「事業に至る経緯、経営の実態、経理関係、関係者の認識等」の確認を怠ったまま、本件更正処分は強行されました。

事実は、古野申述書1のとおりですので、南12条店の帰属は申告どおり吉本氏です。したがって、原処分庁の更正処分は、客観的事実に基づかない不公正・不適切な処分であり、取り消されるべきものです。

## 2 原処分調査担当者が明らかに調査不足であったこと又調査不足について税理士から指摘を受けていたこと

原処分庁の意見書15ページ以下「8意見6」「9意見7」に対する反論です。

原処分庁は、「質問検査権の行使の時期、場所、範囲、程度、方法等については、これを行使する税務職員の合理的な裁量に委ねられている。」としていますが、本件の事実関係については、古野申述書1及び古野申述書2のとおりであり、明らかに「税務職員の合理的な裁量」に照らして適切な質問検査権の行使をしているとは認められません。

以下の(1)～(6)の項目に関して、原処分調査担当者は明らかに調査不足であったと認められます。また、このことについて、公平中立な立場の税理士からの指摘を受けても耳を貸さず、再度の質問調査や現場の実態確認等、適正な争点整理や課税の判断に必要な再調査を行わなかったことは、調査運営指針に照らして見ても誤っていたと認められます。

### (1) 簿外現金出納帳の事実認定

古野申述書1のとおり、簿外現金出納帳は、コノヨシグループ全体の簿外資金として供託されたものです。

原処分庁は、簿外現金出納帳の性格、内容、管理の目的等に関する事実確認や質問調査が不十分であったため、課税処分全体の誤った判断の基因となっていると考えられます。

本来は、原処分庁の調査において、当該簿外現金出納帳の内容に関して細かく分析検討し、そこに記載された簿外取引の内容の裏付けとなる資料やデータを一つ一つ確認するとともに、その作成管理者である審査請求人代表者に対して詳細な質問調査を行うべきところ、原処分調査担当者はこれを実施していません。

原処分庁調査担当者は、令和5年4月11日に原処分庁の1階会議室で行われた審査請求人に対する調査経過の説明の場において、「簿外現金出納帳について、古野社長の財布であると認定し、簿外現金出納帳に入金のあった時点において個人のものになったと考え、売上除外等に関する処分をすべて認定賞与とした。」旨の説明を行いましたが、原処分庁が証拠データ等を真摯に分析した結果とは到底思えない常軌を逸した判断と認められました。

今回提出する古野申述書1のとおり、簿外現金出納帳に管理されている現金及び支出した資金については、コノヨシグループ全体として必要な資金に関して、古野生真と吉本淳（以下「古野と吉本」という。）が相談した上で、現金売上を除外した資金を供託して簿外管理することを決めたものであり、コノヨシグループ共有の古野と吉本の簿外資金であることから、「古野社長の財布と考える」旨の原処分庁の判断は明らかに間違っていたと断定できます。

## （2）不正行為の手続きの解明及び実行行為者への質問調査

古野申述書2のとおり、簿外給与には2種類あり、実行行為者も二人います。原処分庁は、この事実に関して確認すらしていないことから、不正行為の手続きの解明もできていなかったと認められます。

原処分庁は、（1）に述べた簿外現金出納帳の解明が不十分であったことから、本来認容するべき簿外給与を認容していないことについて、令和5年4月及び5月に、審査請求人代理人税理士から証拠データの提出を受け、事実認定の判断誤りを指摘する検討資料を提示されても実態確認を行いませんでした。

その結果、本件更正処分において簿外給与の認容を行わない誤った更正処分になっています。

## （3）簿外給与、簿外アルバイト給与に関する現場確認

簿外給与や簿外アルバイト給与が把握された場合、通常の税務調査（代理人税理士の税務調査の経験と代理人税理士の承知している税務調査の常識においては）では、簿外給与等の受給者の勤務場所の実態確認を行った上で、受給者に対する聴取等を行うことが一般的で当然のことと認められます。

しかしながら、原処分調査担当者は、簿外給与が発覚した令和5年1月以降6月までの間に、ただの一度も簿外給与等の受給者の勤務場所の現地に赴くこともなく、受給者に対する聴取等も行いませんでした。

また、原処分調査担当者は、令和5年2月15日に、自らが指示して審査請求人に作成させた「簿外給与の従業員の所属先に関する回答」を見て、各店舗、各現場の経営法人に振り分けて簿外給与を認容する（又は出向費用とする）必要のあることを把握していくながら、手を抜くために必要な確認と計算を省略してこれを行いませんでした。

このことは、令和5年2月17日の録音データにおいて、原処分調査担当者の次の発言からもわかります。

札西署の竹林上席調査官の発言として「テロワールのほうにファーストさんの人件費とか多分ついてますよね。本当はそれ分けなきやいけないのですよ。ただそれって途方もない時間がかかるかなと思っているので、当初給与から給与で計上

しているものを今回賃金台帳、たぶんそれがMAXだと思うので、その差額、それを全部認容するってことで処理します。」

審査請求人は、令和5年4月及び5月に簿外給与に関する証拠データ等の検討資料を提出し、この問題点を指摘しています。

特に、令和5年5月16日においては、審査請求人代理人税理士が、あえて札幌西税務署（それまでは、すべて札中署であったが担当統括官・高島と会うため札西署へ赴いたもの）に赴き、担当統括官である高島統括官と竹林上席に対して、「te r社の簿外給与の認容の中に、F A R社及び吉本（南12条店）の所属のものが入っているため、te r社の課税額が明らかに少なくなっているのでおかしい。」と明確に伝え、一方でF A R社の課税額が簿外給与相当の出向料の認容により減算すべきことを伝えています。

原処分庁は、簿外給与、簿外アルバイト給与に関する現場確認を怠った上、審査請求人が提出した「簿外給与の従業員の所属先に関する回答」により、簿外給与に関して受給者の所属先で認容しなければならないことを十分認識していくながら、本件更正処分においてはこれを行っていません。

#### (4) 南12条店の帰属判断のための実態調査

店舗の帰属の判断をするためには、通常の税務調査（代理人税理士の税務調査の経験と代理人税理士の承知している税務調査の常識においては）では、当然に対象店舗の現場の実態確認を行うとともに、その営業許可名義人や関係者から詳細な聴き取り調査を実施するものです。

しかしながら、原処分庁は、1(2)で述べたとおり、南12条店に一度も臨場することも無かったので、これら必要な調査を一切行っていません。

#### (5) 簿外仕入、簿外経費に関する会計帳簿の不正処理の解明

古野申述書2のとおり、ひかり税理士法人の担当者・横山が、審査請求人の不正を隠蔽するために、ひかり税理士法人の会計ソフトを不正に減算処理するなど、税理士法違反に該当する行為を行っています。

原処分庁は、証拠データ等及び横山氏の説明から当該事実を把握していくながら、横山氏やひかり税理士法人の信山税理士に対する質問調査や応答記録書の録取を行っていません。

さらに、当該行為により不正に減算された仕入及び経費に関して、本件更正処分において認容されていません。

古野申述書2のとおり、原処分庁の加減算事項の決定に至るまでの判断の過程において、ひかり税理士法人との間において、何らかの交渉が行われたのではないかとの疑惑が消えません。

なお、現実に、令和6年6月11日現在、ひかり税理士法人及び横山氏に対して、税理士法に基づく調査や懲戒処分等は行われていません。